

平成27年度第5回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：平成27年6月 1日

担当部・課：福祉部 生活再建支援課〔内線 3963〕

復興事業部 集団移転推進課〔内線 5482〕

① 件 名
石巻市復興公営住宅等移転補助金の対象者の拡大について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 応急仮設住宅等から恒久的な住まいへの移転費用については、被災時住所が災害危険区域内の方は、国の制度（がけ地近接等危険住宅移転、防災集団移転促進）において、補助対象となるが、災害危険区域外で被災した方には、支援制度がないため、応急仮設住宅から復興公営住宅等への移転促進を図る目的で平成26年5月30日に、定額10万円（遡及適用あり）を補助する「復興公営住宅等移転補助金交付要綱」を制定した。 その後、被災時住所が危険区域内の方（国制度適用者）と危険地域外の方では、移転費支給額に一部格差があり格差是正について市民からの要望がある状況であった。
【目的】 被災時住所が災害危険区域内外による補助制度上の格差是正を図り、市民の不平等感を解消するもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画「施策大綱2 市民の不安を解消しこれまでの暮らしを取り戻す」
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
・平成26年5月30日 石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱制定 ・平成26年7月 1日 石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱の施行 (平成23年3月12日遡及適用)
⑤主な内容
現況は、 ①災害危険区域内の方 国制度 上限 80.2万円(実費補助、領収書必要) ②同 区域外の方 市制度 一律 10万円 (定額補助、領収書不要) ①は実費補助のため、10万円未満の方と②の定額補助との間で格差が生じている。 変更後は、 別紙1のとおり

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【経費】</p> <p>1,933世帯（市街地：1,299件 半島部：634件 ※平成26年11月末現在で被災時住所が災害危険区域内の方で、復興公営住宅に登録済みの方）の対象者増が見込まれ、そのうち移転補助金に申請の来る分が約1割と予想すると、経費として約2千万の増額が見込まれる。</p> <p>（内訳）</p> <p>*2,000世帯 × *10% = 200世帯</p> <p>200世帯 × 100,000円 = 20,000,000円</p> <p>※遡及対象世帯数含む</p> <p>※10%について、がけ地近接等危険住宅移転事業や防災集団移転促進事業の平成26年度実績に基づき算出。（交付決定世帯の内、引越し費用が10万円未満の世帯の割合。）</p> <p>財源：東日本大震災復興基金交付金（県交付金分 100%）</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・東松島市 被災住宅再建支援事業 引越補助 上限額 10万円(差額支給無) ・女川町 住宅再建支援事業 移転費補助 上限額 30万円(差額支給無)
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成27年6月 復興公営住宅等移転補助金交付要綱の一部改正</p>
<p>⑨その他</p>